

《長崎新聞 平成26年4月28日朝刊より転載》

【質問】4月の消費税アップに伴い、病院の窓口支払いが増えたと聞きました。どれぐらい負担が増えたのでしょうか。
(40代、会社員女性)

診療報酬と消費税

【回答】今年4月は2年に1度の診療報酬改定の時期でした。初診料が120円アップし2820円に、再診料が30円アップし720円となりました。入院基本料も病棟の看護体制により150〜250円アップしました。

ただ、これら診療・技術料は0.73%アップしましたが、薬価、材料価格は合わせて0.63%のダウンとなっており、診療報酬全体



窓口の支払いが微増

アップすることはないのです。一方、医療機関は薬や注

射、衛生材料など医療に必要な物品を購入するときに消費税を払っています。消費税は最終消費者が負担する、となっています。つまり、本来は中間消費者である医療機関は物品購入時に払った消費税を、医療の最終消費者である患者さんから徴収し、支払った消費税

と相殺して消費税を支払わないといけません。

しかし、診療報酬は消費税非課税となっているために、負担した消費税を患者さんから徴収することができず、その分を医療機関が負担するというおかしな仕組みになっています。

医療機関の収益増えず

経営を圧迫してきました。消費税増税の影響を懸念して医師会は診療報酬のアップをお願いしていましたが、結果は不十分なものでした。

来年10月に予定される消費税増税10%導入の際は、診療報酬改定はありません。患者さんの窓口での支払いは変わりませんが、医療機関の負担だけが増加します。

これらのことは患者さんから見れば、消費税が知らない間に診療報酬に上乗せされているわけですから、それもおかしなこと。診療報酬と消費税の関係は分かりにくく、患者さんにも医療機関にも大きな負担となっています。医師会はこの解決を強く訴えています。
(県医師会)

質問をどうぞ

この欄では県医師会が医療制度全般の質問にお答えします。質問希望の方は知りたい内容を分かりやすくまとめ、〒852-8601、長崎市茂里町3の1、長崎新聞社生活文化部「医療制度Q&A」係までお送りください。不明な点をお聞きする場合がありますので住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記してください。なお、直接本人への回答はいたしません。